

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和7年度自動車騒音常時監視調査業務
- 2 履 行 期 間 自 契約締結日
至 令和8年3月31日
- 3 委 託 金 額 ￥ 〇〇〇〇〇〇
(うち取引に係る消費税及び地方税の額 ￥ -)
- 4 契 約 保 証 金 免 除

上記業務の委託について、委託者 契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 を甲とし、受託者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき、頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約による権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は、請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

- 第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期限の延長)

- 第6条 乙はその責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、委託期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅延の場合における賠償金)

第8条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第12条第2項の委託金の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第10条 乙は、委託業務を行うに当たり取り扱う個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。)について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨を書面により速やかに甲に通知し、検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

(委託金額の支払)

第12条 乙は、前項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 乙が第11条第2項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 成果物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。
- 1 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
 - 2 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
 - 3 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - 4 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
 - 5 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
 - 6 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違 約 金)

- 第15条 乙の責めに帰すべき理由により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(契約外の事項)

- 第16条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和7年 月 日

甲 委託者

大分県大分市大手町3丁目1番1号

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎

乙 受託者

〇〇…

□□…

○○...